

令和6年度総合国際競技大会における日本代表選手団帯同看護師の業務内容

1. 医学管理

1)大会前の業務：帯同医師と相談の上、以下の業務を行う。

(1) 選手の健康状態の把握

帯同医師の指示により、JPC 事務局より送付された診断書に基づき健康状態を把握すること。

(2) コーチ・役員の健康状態の把握

帯同医の指示により、JPC 事務局より送付された診断書(定期健診等)に基づき健康状態を把握し、必要であれば看護師の立場から本人に指導を行う。現地医療班の責任者・日本選手団チーフドクター

(3) 服薬状況の把握

医学委員会アンチ・ドーピング部会の協力の下、帯同医師が行うアンチ・ドーピング上の禁止物質の有無の確認、安全な服薬指導の支援をすること。

(4) 携帯する薬剤・物品のチェック

帯同医師、医学委員会薬剤管理担当とともに、現地選手村への持ち込み医薬品の内容を確認すること。

(5) 帯同医師と協力して、出発前に選手に対して健康管理やアンチ・ドーピングに関する注意事項を通知し指導すること。

2)派遣中の医学管理：看護師は医師の指示の下、以下のように対処すること。

なお、選手村に滞在して業務を行うほかに、選手村外の日本選手団本部で業務を行う場合もある。

(1) 健康状態の把握:毎日日本選手団員(選手・コーチ・役員)の健康をチェックする(夜、または日中)。

(2) 医学管理:帯同医師を補助し、急性疾患に対する応急手当を行う。重篤な症状の場合は選手村、または連携医療機関等へ搬送することがあるため、帯同医師の指示により、必要時は看護師も搬送に付き添うこと

(3) 帯同医師が作成し記入する個人カルテ、日報の一覧表(傷病名、使用薬剤)の記載内容を確認し、追記・修正を行うこと。

(4) 帯同医師の指示により、日本選手団の監督会議へ出席して選手の健康状態を報告し、問題点に関して注意喚起を行うこと。

(5) 日本選手団員(選手・コーチ・役員)の心理的ケアについて看護師の立場から慎重かつ積極的に対処すること。

(6) その他

2. 帰国後の業務

1)医務業務の報告

*JPC が作成する「日本代表選手団マニュアル」を参照すること(大会出発前に配布)

① 医学管理:競技開催中の日報をまとめ、傷病名、使用薬剤の一覧表を作成する。

② アンチ・ドーピング:服薬指導内容およびドーピング検査報告(競技名と検査の種類(尿・血液)を記録する。

③ 全体的感想

④ その他

2)使用薬剤報告

使用薬剤を帰国後1ヶ月以内にまとめ、JPSA 医学委員会薬剤管理担当に報告すること。